

<可決された決議>

**横浜地方裁判所相模原支部において合議制及び労働審判を実現することを求める決議**

横浜地方裁判所相模原支部は、管内人口及び取り扱う事件数からして規模が大きいにも関わらず、政令指定都市を管轄内に有する裁判所の中で、また神奈川県内の地方裁判所支部の中で、唯一、合議制裁判が導入されていない。

合議体を構成できないことにより、裁判員裁判を含む法定合議事件及び準抗告事件等の刑事事件の処理、複雑又は重大な民事事件の処理並びに労働審判による事件処理が行われなため、刑事事件においては、身体拘束を受けた者の拘束時間が不当に長引いており、民事事件及び労働事件においては、当事者が横浜地方裁判所本庁に出廷等するための移動時間や交通費負担といった時間的及び金銭的な不利益を被っている。

また、相模原支部から本庁に事件が回付される場合には、審理の遅延等により迅速な裁判が受けられないこととなる。市民への良好な司法サービスの提供のためにも、これらの問題を是正することは急務である。

よって本市議会は、国会及び政府並びに関係機関におかれて、横浜地方裁判所相模原支部において直ちに合議制及び労働審判による審理を開始すること並びにそのための人的物的体制を確保するための財政措置を講じることを強く要望するものである。

以上、決議する。

相 模 原 市 議 会

国 会  
内 閣 あて  
関 係 機 関

令和3年9月30日提出

## <可決された意見書>

### 国による義務教育財源の保障及び教育の機会均等と水準の維持・向上並びに行き届いた教育の実現を求める意見書

義務教育の根幹である教育の機会均等、水準の維持・向上及び無償制を財源の面から保障する義務教育費国庫負担制度は、平成18年に国庫負担の割合が2分の1から3分の1に引き下げられ、地方自治体の財政を圧迫している。

現在の義務教育に求められているのは、一人ひとりに行き届いた教育が行われることであり、学校現場の課題が複雑化・困難化する中、子どもたちの豊かな学びと育ちを実現するには、国による財源の保障はもとより、教員が教材研究や授業準備の時間を十分に確保するための定数拡充や専門スタッフ配置などの施策、そして中学校を含めた35人学級の導入が必要である。

相模原市では、教育委員会が中心となり、教職員の長時間勤務の改善に向けた取組みが進められている。また、学校現場では、新型コロナウイルス感染予防に留意しつつ、学びの保障のために奮闘している。しかし、教職員の使命感や献身性に依拠することなく、人材の充実を含めた教育環境の整備を十分に図らなければ、改善を確実なものとすることはできない。

よって、本市議会は、国会及び政府におかれて、次の事項について実現を図られるよう強く要望するものである。

1 教育の機会均等、水準の維持・向上、無償制の維持に不可欠な義務教育費国庫負担制度を存続・拡充させること。また、義務教育教科書無償給与制度を継続すること。

2 行き届いた教育を実現するために、小学校の35人学級を計画的に進め、中学校での35人学級を早急に決定するとともに、教職員の定数拡充やスクール・サポート・スタッフ等の専門スタッフ職の拡充など、教育環境を整備するための予算を確保・拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

相 模 原 市 議 会

国 会  
内 閣  
あ て

令和3年9月30日提出